

城下士児玉家の日記上

安藤保

(一九八二年十月十五日 受理)

本史料は東京大学史料編纂所蔵島津家文書に含まれるものである。ここではその写真版(鹿児島県維新史料編纂所所有)により翻刻する。

「日記」は文政三年(内容は文化十一年よりの関係分を含む)より安政元年までの期間の記録である。しかし、すでに文政三年より天保十二年までの史料は、「薩摩藩城下士の研究」(鹿大教育学部社会科学編『薩摩の地域と歴史』所収)として紹介済みであるので、天保十三年以降を二回に分け掲載する。

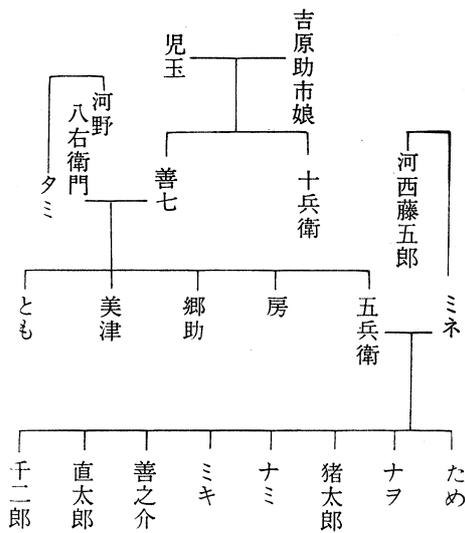
参考までに児玉家について略述する。

ここで紹介する児玉家は、文政三年谷山十蔵より買入れた犬迫村上久木田門の一七石の高の付属を受けた児玉善七が別立奉公を許され創立する家である。

系図を示すと下の通りである。

以後持高は、文政六年二月に三石、三月に六石七升七合九勺二才を買入れ、二六石余となる。さらに天保十三年、山之内貞玄所有高六石二斗五升の名目所有者となり、帳面上は三三石余の持高となるが、弘化四年、六石余が社方上地され、残り二六石二斗五升を安政元年までの持高としている。

初代善七は、小姓組の四番組小與四番組に組み入れられているから、そ



の住居は、武之橋から高麗橋の南方であったことが知られる。文政九年には柿本寺通りに一五〇坪の屋敷を買い転居している。

善七は所々の締方横目、出物蔵役人を勤めるにすぎなかったが、二代五兵衛は、御家老座役人として快調に昇進した。

文政四年表方代官所免帳方書役助に就き、翌年帖佐与代官所免帳方書役に移り、十一年まで勤めている。同年六月御家老座年中記清書掛書役

に転じ、御家老座御帳掛書役助、同書役、御家老座書役助を歴任し、天保五年御家老座書役についた。嘉永二年春には口永良部詰をへ、同四年二月屋久島奉行に就任し、同時に役職相当の家格として一代新番となり児玉家隆盛の期を迎えるが、安政元年二月、五兵衛の死により、わずか十一歳の直太郎が家督を相続し、居も荒田へ移している。幼少無役の家督者のため経済的にも大きな影響があったことが窺える。「日記」も直太郎家督相続の記事をもつて終っている。

凡例

- 一史料に適宜、読点を付した。
- 一漢字は原則として当用漢字を用い、当用漢字にないものは正字を用いた。
- 一変体仮名は平仮名に改めた。
- 一原史料への付け加えは、すべて（ ）でもつて示した。
- 一張紙、本文行間の記入がある場合には、その場所に①・②……のよう

天保十三年壬寅正月十二日夜晩五兵衛男子致出生、^(晩)焼故十三日ニ候事

写
本文比下ニ入置也
御自分事産穢ニて候得共、御用差支候付、穢被成御免候条、明日より可被致出勤候、此段申達候、以上

正月十三日

料紙下紙切紙切封
児玉五兵衛殿
(本文同文につき略す)

宮之原三十郎

私事産穢御免被仰付、明日より出勤可仕旨御達候趣奉長候、以上

正月十三日

切封
宮之原三十郎様

児玉五兵衛

天保十三寅正月十七日、生男子五日目弓射初、町田善八殿江相頼み、取答へ方児玉四郎兵衛妻おみわたの被相勤候、男子いたき手はおみつにて候、生子名善之介ト改、みつのへいぬ水性也

覚 請取数式拾四行
入付証文卷通

高頭式拾六石七升七合九勺式才

出米式石八斗九升五合

内、真米壹石四斗四升八合

赤米壹石四斗四升七合

真米式斗八升七合 賦米

合真米壹石七斗三升五合

合赤米壹石四斗四升七合

丑十月五日より同十二月廿三日迄受取拾八通

一真米式石

丑十二月十三日同十五日迄受取三通

一真米六斗九升四合

米ニノ三斗四升七合

丑十一月八日受取壹通

一真米三斗式升

寅正月十八日受取壹通

一真米式斗式升

米ニノ壹斗壹升

丑十二月廿三日受取壹通

一赤米七斗八升

一赤米六斗六升七合

右行入付証文 ①

向田出物蔵入

右同蔵入

柏原出物蔵入

右同蔵入

右同蔵入

合真米式石七斗七升七合
合赤米老石四斗四升七合

差引

真米老石四升式合過 ②

右は私持高去丑秋綱被仰付被下度奉存候、以上

天保十三寅二月十六日

児玉五兵衛印

高御奉行所

①本行ニ付赤米六斗六升七合代老石ニ付九拾式匁かへニして六貫百三拾六文、出米座浜田毎助、瀬戸口吉次郎入付証文引結、代払いたし候、尤右之方ニ三步式朱差遣シ釣分百六十文受取、高所書役小牟田助右衛門殿江相頼ミ引結相濟、高綱も今日相濟候段助右衛門殿より御座入口ニて承届置候事

②本行過米之儀、起石故九斗六升ニて三俵ニ相成、半米八升式合之分は、出米座江代分八百式拾文ニ売払貰候事、相届候米ハ三俵也、内式俵ハ、老俵ニて代四貫式百七拾式文ツ、ニ中買江相払候事

覚

一高拾七石

鹿兒島

犬迫村

一高三石

高山

野崎村

一高六石七升七合九夕二才

高城郡高城

城上村

右之通私持高所持仕候、以上

天保十三寅二月十六日

児玉五兵衛印

高御奉行所

高三拾式石三斗式升七合九夕式才

内六石式斗五升

但、此節相重

児玉五兵衛

右之通天保十三年寅四月九日御家老島津登殿より御用人小笠原轍御取次を以、高直御免被成候事

但、内書重高六石式斗五升鹿兒島中村堂蘭門浮免、市来七左衛門殿持

高ニて、山之内貞玄殿方江永代被買取、此節高直拙名面迄ニ被相頼、

取納は都て貞玄殿方江有之、為見合記置候、尤以後此方高相求候時節

は、彼方江右高名面差返シ高直しいたす等候事

本文納左之通

納米式石四斗八升八合

式斗七升六合代

納真米老石七斗式升五合

老斗式升式合代

出米七斗六升三合

内賦米六升九合

重出米老斗八升八合

差出

戌札御改元

家内人数五人 本文差出、今日小與頭田畑直右衛門殿所江下人江為持差出候事

右は切支丹宗門御改ニ付、被仰渡趣承知仕候、右宗旨之者無御座候、

若以後入来候は、則言上可仕候、以上

寅六月七日

二番組家督

児玉五兵衛印

二番觸役所

覚

帳面仕立ニシテ上書

天保十三年寅六月十三日

出米書出帳

児玉五兵衛

高頭三拾式石三斗式升七合九夕式才

出米賦米合三石九斗四升四合

一高三石 高山野崎村 下大藪門之内浮免

納米石七斗九升四合

右奉行柏原出物御蔵之上納

一高六石七升七合九勺式才

高城郡高城 城上村脇藪門浮免

納米石四斗七升九合

右奉行向田出物御蔵江上納

一高六石式斗五升

鹿兒島郡中村 堂藪門浮免

出米七斗六升三合

右奉行当所出物御蔵江出米上納

右之通当寅秋より年々上納仕候間、此段申上候、以上

寅六月十三日

児玉五兵衛印

高御奉行所

右之通山之内金之進殿方より高所直方江上、高所書役小牟田助右衛門殿江被相頼差出、相濟候事

差出

本文にて小與頭前田勇右衛門所江差出ヌ
丑八月より寅七月迄何御殿公相勤候哉可申出承知仕候、私事右日數御家

老座書役相勤申候、尤持高三拾式石余所持仕候、此段申出候、以上

寅八月八日

二番組家督 児玉五兵衛印

二番触役所

差出

戌札御改元

家内人数五人

本文寅十月七日小與頭前田勇右衛門殿使江直ニ相渡ヌ

出銀五分

錢ニノ四拾八文

右は当寅年壹分爲出銀上納仕候、以上

寅十月七日

二番与家督 児玉五兵衛印

二番触役所

証文

天保十四卯正月末身代四貫文
受取暇差免候事

市来湯田村 名内屋敷名子
札名休太郎

正助

右は致奉公度申来、未召抱候筋と申御免は無御座候へとも、拙者方江召仕置候儀、別条無御座候、依之爲御存如是御座候、以上

天保十三寅十二月廿七日

児玉五兵衛印

市来 郷土年寄衆

郡見廻衆

庄屋衆

覚 請取數三拾壹通
入付証文卷通

高頭三拾式石三斗式升七合九勺式才

内九斗八升三合九勺 上見付引入高

出米三石五斗五升八合

内真米石七斗七升九合

赤米石七斗七升九合

真米三斗五升五合 賦米

合真米式石七斗七升九合

寅十一月五日より同十二月廿二日迄受取式拾貳通

一真米式石七斗八升貳合

寅十二月十日より同十二月廿二日迄受取式通

一真米式石七斗八升六合

寅九月廿九日より同十月十三日迄受取式三通

一真米式石七斗八升三合

寅十二月廿七日受取式通

一赤米九斗七升

右倉行入付証文①

合真米三石三斗七升三合

内倉斗四升八合赤米代入

合赤米石七斗七升九合

差引真米石九升壹合過

右は私持高去寅秋綱被仰付被下度奉存候、以上

天保十四卯正月十五日

高御奉行所

児玉五兵衛印

一高拾七石

鹿兒嶋

犬迫村

安藤

保〔研究紀要 第三十四卷〕

二番觸役所

御家老座

書役

二四七

一高三石

一高六石七升七合九勺貳才

一高六石貳斗五升

右之通私持高所持仕候、以上

卯正月十五日

高御奉行所

持高出米綱之儀、当年は勿論以来四月廿日限諸書付相調、高奉行所江急度差出、綱相逐候様被仰渡趣承知仕候、依之以来右御限日無間違綱相逐可申候付、此段御届申上候、以上

天保十四卯三月十五日

二番 觸役所

右之通昨日限小與頭前田勇右衛門殿所江差出候儀致承知、今日御家老座詰所より勇右衛門殿詰所御台所江為持遣候事

差出

戌札御改元
家内人数五人

右は切支丹宗門御改ニ付、被仰渡趣承知仕候、右宗旨之者無御座候、若以後入来候は、則言上可仕候、以上

卯六月十一日

二番與家督
児玉五兵衛印

二番觸役所

本文小與頭前田勇右衛門殿所江為持遣し候事

御家老座

書役

二四七

右者奥掛書役江戸詰等にて差支候付、着迄之間差寄相勤候様被仰付候条可申渡候

天保十三寅年 市成島津との也
七月 石見

本文御書付之写を以、御側御用人より被仰渡、寅年之座ニ留後候付、此場ニ記置候事

一天保十四年卯七月十七日與頭川田求馬殿於宅切支丹印形ニ付、朝五ツ時より七ツ時迄之間罷出候様被仰渡候へとも、御家老座御用有之遅ク相成、翌十八日児玉五兵衛六與觸所江罷出、書役東郷孫八殿江相頼印形相頼候事

一毎年七月六日南林寺脇寺妙仙院ニおゐて 施餓鬼有之、先代仕来通鳥目四拾八銅持参拜礼、めし杯は不給夫成引取候事

差出

寅八月より当卯七月迄何御奉公相勤候哉、可申出旨承知仕候、私事御家老座書役相勤申候、尤持高三拾弍石余所持仕候、此段申出候、以上

卯八月五日

二番與家督
児玉五兵衛印

二番觸役所

本文小與頭前田勇右衛門殿所江為持遣候事

此節御借状持合候有無可申出旨被仰渡趣承知仕、私事御借状所持不仕候、此段申出候、以上

卯閏九月四日

二番與家督
児玉五兵衛印

二番觸役所

本文小與頭前田勇右衛門殿詰所御台所江為持遣候事

差出

成札御改元
家人人数五人

出銀五分

錢ニノ四拾八文

右は当卯年考分為出銀上納仕候、以上

卯閏九月廿五日

二番觸役所

二番與家督
児玉五兵衛印

本文今日小與頭前田勇右衛門殿方江為持差遣候事

覚 請取数三拾三通
入付証文卷通

高頭三拾弍石三斗弍升七合九勺弍才

出米三石五斗八升八合

内真米壹石七斗九升四合

赤米壹石七斗九升四合

真米三斗五升六合 賦米

合真米弍石壹斗五升

合赤米壹石七斗九升四合

受取数三通卯閏九月十日より同十月三日迄

一真米七斗六升三合

受取数三通卯十月三日より同十一月朔日迄

一真米八斗三升弍合

受取老通卯十一月四日

一赤米三斗八升

受取数弍拾五通卯閏九月廿九日より同十一月十五日迄

一真米弍石三斗九升五合

受取老通卯十月廿四日

一赤米弍升七合

当所出物蔵入

柏原出物蔵入

右同蔵入

向田出物蔵入

右同蔵入

一赤米九斗七升

右入付証文①

合真米三石九斗九升

内四斗卷升七合 赤米代入

合赤米卷石七斗九升四合

差引真米卷石四斗式升三合過

右は私持高当卯秋綱被仰付被下度奉存候、以上

天保十四年

卯十二月廿日

高御奉行所

児玉五兵衛印

①卷石ニ付仮直成百目替ニ九貫七百文也、尤九斗七升限ニは入付証文

ニ相成由、小手田助右衛門殿より承、其通取計候事

覚

一高拾七石

鹿兒島

犬迫村

一高三石

高山

野崎村

一高六石七升七合九勺式才

高城郡高城

城上村

一高六石式斗五升

鹿兒島

中村

右之通私持高所持仕候、以上

卯十二月廿日

児玉五兵衛印

高御奉行所

御自分事忌中ニて候得共、御用御差支候付、忌被成御免候条、今日より可被致出勤候旨主計殿依御差函申達候、以上

天保十五辰

二月十三日

御側御用人也

相良甚太夫

安藤

保〔研究紀要 第三十四卷〕

下紙横切切封

児玉五兵衛殿

本文ニ付桃林玉幼童女忌中之時、御本文ハ此下ニ入置也

(本文略す)

右ニ付御受書於御家老座長野彦七殿認被具候由ニて今日八ツ後長野氏ニ福永直之丞殿同道ニて持參被具候、尤今日は病氣之御届旨具候由、直は今日柙之木馬場於御鷹場苑古取きた有之由ニ付、是非參候様一統江之伝言有之候へとも、不差渡候、御受書為見合さ之通留置候事

私事忌中ニて御座候得共、忌被成御免、今日より出勤可仕旨主計殿依御

差函御達之趣奉畏候、以上

二月十三日

児玉五兵衛印

自分半切切封

相良甚太夫殿

差出

成札御改元

家内人数五人

右は切支丹宗門御改ニ付、被仰渡趣承知仕候、右宗旨之者無御座候、若

以後入来候は、則言上可仕候、以上

辰六月十四日

二番與家督

児玉五兵衛印

二番觸役所

本文小與頭前田勇右衛門方より使參り候付、認相渡候事

差出

卯八月より辰七月迄之間何御奉公相勤候哉、細々可申出旨承知仕、私事御家老座書役與掛書役寄相勤申候、尤持高三拾式石余所持仕候、此段申出候、以上

辰八月三月

二番触役所

本文前田勇右衛門殿所江為持遣候事

二番與家督

児玉五兵衛印

右之通家屋敷代と相請取申候、以上

辰九月廿六日

児玉五兵衛様

谷元六右衛門印

差出

戌札御改元

家内人数五人

内老人死人

現人数四人

出銀四分

右は当辰年老分為出銀上納仕候、以上

辰八月十九日

二番與家督

児玉五兵衛印

二番触役所

本文錢四拾文相添、有馬七之助殿下人借用之助江為持、小與頭前田勇右衛門殿所江為持遣候事

写 請取

割印金子貳兩印

分ニノ拾六貫文印

右之通家屋敷代貳拾兩之内とノ慥ニ相請取申候、以上

辰八月十一日

児玉五兵衛様

谷元六右衛門印

請取

金子拾五兩印

金子三兩

右之通屋敷代と相受取申候、以上

辰十月朔日

児玉五兵衛様

谷元六右衛門印

右三通合貳拾兩也、外ニ証文有留略、本行受取考鑄ニ名前帳入弁当箱ニ入付置也

受取

金子三拾兩

分ニノ貳百四拾貫文

右は家屋敷代之内として慥ニ相受取申候、以上

辰八月十日

碓山様御役人衆

児玉五兵衛印

受取

金子貳拾兩

分ニノ百六拾貫文

右は家屋敷代之内とノ慥ニ相受取申候、以上

辰九月廿九日

碓山様御役人衆

児玉五兵衛印

